

2 江戸川区の環境の現況

2-1 総合的な環境対策

環境をよくする運動

(1) これまでの経緯

区内では、昭和30年代後半からの人口急増に対して、都市基盤の整備が追いつかず、様々な環境問題が生じました。これらの問題を解決するため、行政だけでなく、区民や事業者が一体となった対策を総合的に進めようと、昭和44年に環境浄化対策協議会が設置されました。

昭和45年5月に、「ゆたかな心 地にみどり」のスローガンのもと第1回清掃デーを実施し、6月には各地区に環境浄化推進地区協議会が設置されました。そこから、現在の活動基盤となっている推進委員制度・美化運動・絵画コンクールなど、全区的な「環境浄化運動」が始まりました。

その後、葛西地区ごみ公害問題・航空機騒音問題・成田新幹線区内通過問題の、いわゆる三大公害問題が発生しましたが、環境浄化対策協議会を中心とした区民と行政一体の根強い活動により、いずれの問題も解決に至りました。



都市環境が着々と整備されていく中で、それまでのハエや蚊の撲滅、側溝や空き地をきれいにしようとする環境浄化を、快適な環境を守り育てていこうとする活動へ繋げていくことが求められるようになりました。そこで昭和59年、「環境をよくする運動」へと名称を変更し、さらに広がりのある運動として今日まで発展を続けてきています。

(2) 中央大会・環境フェア

環境をよくする運動の祭典として、環境をよくする運動中央大会を毎年開催し、行動指針の発表を行うとともに、環境をよくする運動に貢献した功労者の表彰を行っています。第1回大会は昭和46年5月に開催され、その中で『私たちの愛する町、江戸川区をみんなの心と力を合わせて住みよい町にしよう』と決議しました。これまで46回の開催を重ね、被表彰件数は延べ1万8,015件にのぼります。



平成元年からは、環境の大切さを楽しみながら学習する場として、環境フェアを同時開催しています。毎回テーマを決め、そのときに見合った内容としており、近年ではエコに関する出展が多くなっています。環境の総合イベントとして定着しており、平成24年度以降はえどがわエコセンターと共催しています。



(3) 地区協議会活動

環境をよくする運動は、区内を6つの地区（小松川平井・中央・葛西・小岩・東部・鹿骨）に分けた各地区協議会が活動の基盤となっています。各地区協議会は、地域の町会・自治会、子ども会、くすのきクラブ、商店会などから選出された「環境をよくする推進委員」（任期2年：899名）で構成され、それぞれの地域の特性を活かした地区大会や各種実践活動を行っています。また、一斉美化運動（春・秋）や絵画・作文コンクールなど、全区的な取り組みも実施しています。



(4) 歩きたばこ・ポイ捨て防止に向けた活動

歩きたばこは火傷や健康被害の原因となり、また、吸い殻のポイ捨てはまちの美観を損ねるだけでなく、火災の原因にもなる重大な社会問題です。

区はこの問題の解決に向けて、区民のみなさんを先頭に区・諸団体が一体となって、喫煙マナーの向上を訴える啓発活動を行っています。

平成24年1月には「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」が施行され、この条例のもと、区では喫煙ルールの徹底化を図るため、様々な取り組みを行っています。



【主な取り組み】

- ▶ 各種団体・事業所等への周知活動
- ▶ 注意啓発用の看板や路面シートの設置、店頭用ステッカーの配布
- ▶ 広報えどがわ・区民ニュース・バス車内放送等によるPR
- ▶ 通勤時間帯に合わせた駅周辺での啓発活動
- ▶ 各種イベントにおける啓発グッズ等の配布

安全・安心まちづくり運動

(1) 「江戸川区安全・安心まちづくり運動大綱」

区民と区が力を合わせ、江戸川区は今日まで発展を続けてきました。しかしながら、社会情勢の変化に伴い、本区も急激な都市化が進むにつれ、都市型犯罪も著しく増加してしまいました。刑法犯認知件数は、平成12年のピーク時には1万8千件を超えるに至りました。この犯罪の増加は、区民の暮らしを脅かし、日常生活に重大な影響を及ぼしていました。

これまで、区民と区、関係機関が力を合わせることで多くの困難を克服してきた本区では、この緊急事態に対して、平成15年8月にこれまでの防犯活動を基盤とした「江戸川区安全・安心まちづくり運動大綱」を策定しました。この大綱は、区民が日々安全で安心して暮らせるまちづくりに総合的に取り組むとともに、地域での防犯の取り組みを拡大していくことを目的としています。

(2) 具体的な防犯対策やその取り組み

安全・安心まちづくり運動大綱策定以降、区内では様々な取り組みが実施され、安全・安心まちづくりの輪が大きく広がってきています。ここでは、その一部をご紹介します。

① 防犯カメラの設置

平成23年度以降、地域の町会・自治会、商店会などが主体となり、区内各所において防犯カメラの設置が進められました。

現在では、18地域で計320台の防犯カメラが区内の安全・安心を守るために稼働しており、凶悪犯・ひったくり・空き巣被害などの減少に効果を発揮しています。

区では、今後も防犯カメラの設置推進のために必要な支援を行っていく予定です。



② 区民による防犯パトロール活動

区内各地域では「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い意識のもと、平成15年8月の大綱策定を契機に防犯パトロール隊が次々と誕生し、現在までに約450団体



(P77 参照) が結成されています。またこの内の7町会では、警察の許可を受け青色回転灯装着車両で町会内をパトロールしています。

③ 自転車盗ゼロ作戦

区内で発生する犯罪は、その約4割が自転車盗で占められています。また、少年が自転車盗容疑で検挙・補導されるケースも少なくはなく、そのほとんどが地元の子どもたちです。こうした現状をふまえて、平成18年度から自転車の盗難防止と青少年の健全育成を目的に、環境をよくする地区協議会・連合町会・青少年育成地区委員会等が主催となり「自転車盗ゼロ作戦」を展開しています。



この活動は中学生を中心に結成された「盗難自転車なくし隊」が、区内主要駅周辺で啓発用ポケットティッシュを配布したり、集合住宅の郵便受けにチラシを入れるなどして、区民に防犯意識の向上を訴えるとともに、活動している中学生自身が犯罪防止の認識を深める活動として実施されています。

【27年度実施結果】

西葛西駅・平井駅・小岩駅・篠崎駅の周辺で各1回実施

(瑞江駅は雨天中止)

参加中学校：18校

参加者総数：1,185名(青少年669名、大人516名)

④ 区の取り組み

区では大綱策定とともに、犯罪防止の面から区立小中学校や保育園・幼稚園、区民施設や道路・公園などの安全総点検を行いました。また、安全性向上のため、樹木の剪定・街路灯の設置箇所などの見直し・公園の手洗所の移設等を行い、死角のないまちづくりに取り組みました。

さらに区内3警察署との情報連絡会を定期的を開催し、警察との緊密な連携を図りながら、総合的な取り組みを推進しています。

◎現在の主な取り組み

1.庁用車による防犯活動PR	15年12月から、区が所有する自動車・自転車に「安全・安心パトロール中」の表示物を取り付け、区民の防犯意識の向上と、犯罪者を寄せ付けない地域づくりを目的に業務を実施しています。
2.業者委託による夜間パトロール	15年12月から毎日、パトロール車両3台に警備員が乗車し、区内3警察署の管轄ごとに、区民からの要望をもとに区内をきめ細かく巡回し、犯罪防止に努めています。(28年7月から、午後6時～翌午前5時に加え、午後12時からの巡回も実施)
3.区民活動への支援	16年4月から、自主的に防犯活動を行っている団体に対し、腕章、自転車・バイク用表示幕、自動車用マグネットシート等を支給しています。
4.えどがわメールニュースの配信	18年4月から、登録者のパソコンや携帯電話に防犯情報をメールで配信しています。23年4月からは、現在のえどがわメールニュースに名称を改め、防犯情報に加え、災害情報も配信し、区民のみなさんに広く情報を提供しています。
5.防犯だよりの発行	22年8月から、区内すべての町会・自治会を対象に、直近の犯罪傾向や犯罪対策の紹介などを掲載した回覧チラシを、隔月(年6回)で約2万部を発行しています。
6.区ホームページへの掲載	16年7月から、ホームページで区民の活発な防犯活動のPRと犯罪に関する情報提供を行っており、区内の犯罪発生状況などについては、適宜情報更新を行っています。

※ 区民活動への支援物品・えどがわメールニュースの登録方法については、P78に掲載していますので、ご覧ください。



(3) 現在の状況と今後の課題

平成15年8月に策定された大綱のもと、地域のみなさんと区・警察などが一体となって行ってきた総合的な取り組みが実を結び、区内の犯罪は着実に減少しています。平成27年の区内刑法犯認知件数は7,759件で、13年連続で減少しています。

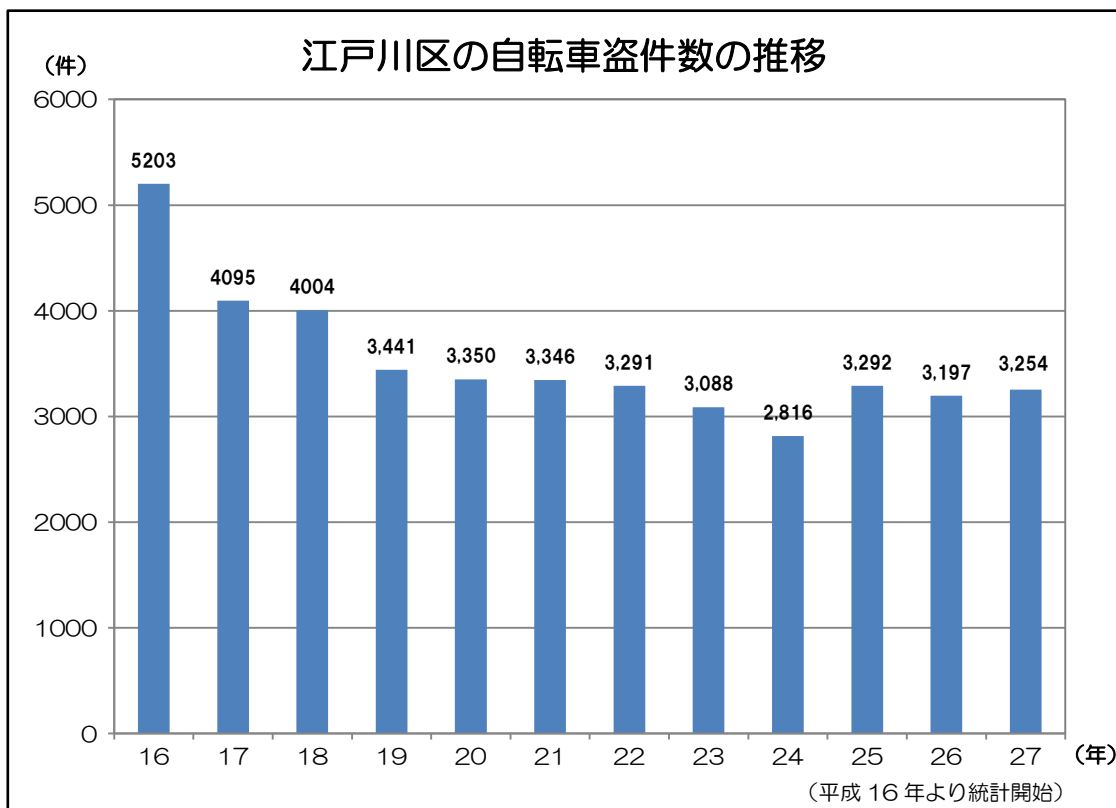
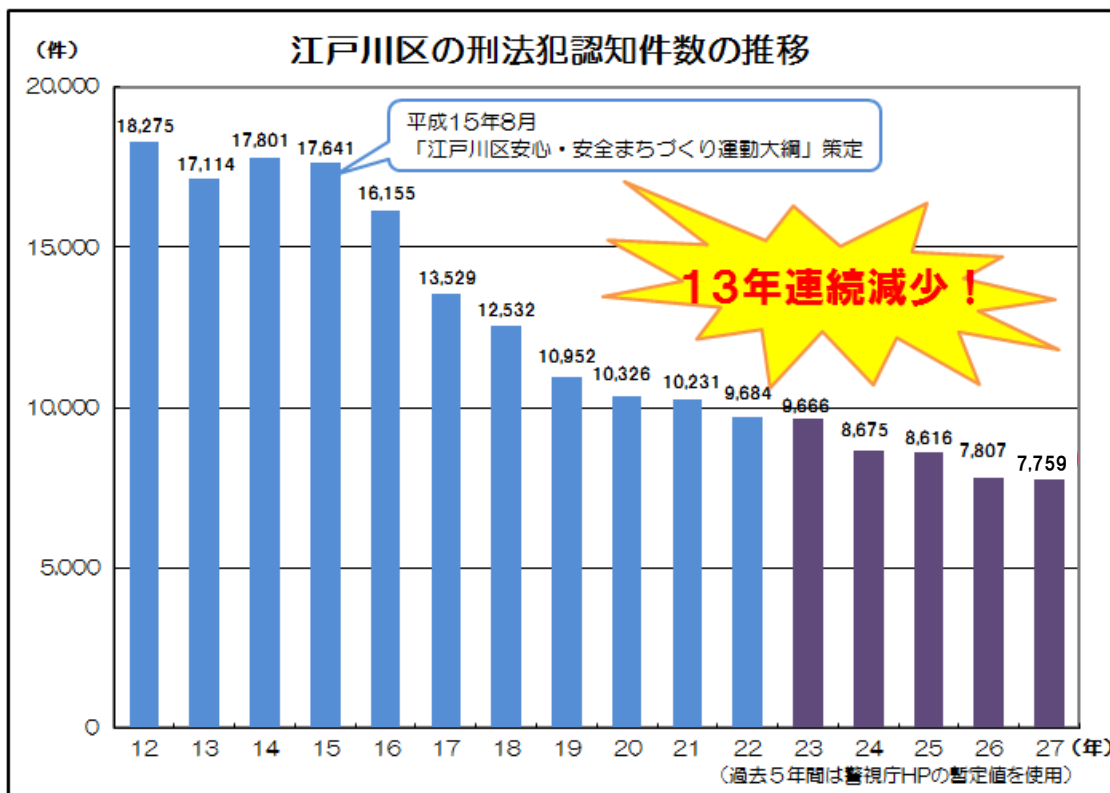
しかしながら、他区も減少傾向にあるため、江戸川区は昨年ワースト3位という結果でした。内訳としては、強盗などの凶悪犯罪が少ない状況になっていることから、発生犯罪の約4割を占める自転車盗への対策や、ここ数年で被害額が急増している振り込め詐欺への対策を継続的に行っていくことが今後の課題として挙げられます。

そこで、本区では平成25年3月に区内3警察署で「江戸川区安全・安心まちづくりの推進に関する覚書」を締結し、区民への情報発信や防犯設備の整備の面などで更に協力体制を強化しています。

平成26年5月には、地域・区・警察・消防等が相互に連携を図りながら、安全・安心まちづくりに向けた総合的な取り組みを検討していく機関として「環境をよくする運動推進協議会」を設置しました。

これからも区民のみなさんと区・警察など関係機関が一体となって、安全で安心して暮らせるまちの実現に取り組んでいきます。

《 参 考 》



あき地の適正管理

区内には人の使用していない土地、いわゆるあき地等がまだまだ点在しています。使われていない理由はさまざまですが、管理が不十分ですと知らないうちにあき地周辺の方々に迷惑をかけることとなります。

毎年春になると草木が成長し、あき地の雑草等が勢いよく伸び始めます。見た目にもうっとうしく、伸びた草が隣の家に入り込んだり、害虫が発生したりします。さらに知らないうちにごみ等が不法投棄されることもあります。

区では昭和46年（1971年）に「あき地をきれいにする条例」を定めて、住民にはごみ捨てをしないように、あき地の所有者には適正管理に努めるよう協力を求めています。

(1) 草刈機の貸し出し（無料）

区はあき地の雑草等の対策の一つとして、所有者自身で草刈をする場合に、肩掛け式で簡単に扱える草刈機の無料貸し出し（燃料は各自負担）を行っています。

貸し出し期間は1週間程度です。平成27年度の貸し出し実績は、51件で延べ212台でした。



(2) 区の委託業者による除草（有料）

土地所有者自身で除草ができなく、草刈を依頼したい場合は、有料で区の契約している業者に区を通じて依頼することができます。

平成27年度の依頼件数は16件、草刈の面積は合計で1,031㎡でした。

